

## 委員会における検討委員からの意見概要

第1回委員会（全体会）、第2回・第3回委員会（部会）における検討委員の意見等についてまとめました。

### 条例改正の進め方

#### 障害者団体等の意見聴取

障害のある人もない人もともに幸せに暮らせる社会の実現に寄与する条例とするため、検討委員会メンバーだけでなく、他の障害者団体や県民から広く意見を聴取することが必要である。 第1回

#### 障害者の現状把握

障害者の痛みがしっかりと伝わるような条例にするため、障害者の意見や考えをしっかりと受け止め、条例に反映するべきである。 第1回

山梨県の障害者の現況（障害者の就労状況など）をしっかりと把握し、認識したうえで、条例改正を進めるべきである。 第1回

県内の障害のある人の現状に併せて改正することが大事である。 第2回

#### その他

条例改正に係る検討期間が短すぎる。 第1回

### 条例全体に関する事項

#### 条例改正の考え方

障害者権利条約は、最低限遵守しなければならない基準であって、条例はそれ以上のソーシャルインクルージョンの実現を目指すものでなければならない。

第1回

建物のバリアフリーは進んだかもしれないが、障害者に対する差別はいまだにあり、心のバリアフリーはできていない。このような現状を踏まえ、条例改正を進めるべきである。 第1回

#### 改正条例の記述の仕方

「障害者と健常者」という書き方でなく、「障害のある人と障害のない人」という書き方にすべきである。 第2回

「障害者」という書き方でなく、「障害のある人」という書き方に統一すべきである。 第2回

現行条例は、「～に努める。」という努力規定が多いので、「～する。」という書き方にして、中長期的に実効性の確保された条例にすることが大事である。 第2回

#### その他

一見して条例の目的が分かるような、また、今の社会で若い人にも理解が得られるような名称を検討することが必要である。 第1回

条例で規定したことが有効に機能しているか検証する機関を設置することについて条例に規定する必要がある。 第1回

## 前文〔案〕

共生社会の実現に向けての決意や思いなどを前文として記載することが必要である。 第1回

障害のある人も暮らしやすい地域づくりの精神を前文で記述することが必要である。 第2回

## 第1章 総則

### 見直しの考え方

障害のある人やない人、企業、団体などの地域社会における役割を具体的に整理したうえで、条例に定義づけし、共生社会の実現に向けて障害者の地域社会への包括を進めることが必要である。 第1回

現行条例の目的は、障害者基本法の目的と内容が違うので、障害者基本法を参考に見直すべきである。 第3回

## 第2章 障害者の福祉の推進

### 医療

例えば、耳鼻咽喉科の器具を見た障害者が萎縮して医療を受けないケースなど、医療が必要な障害者にしっかりと医療が届くようにするといった観点から条文を考えるべきである。 第3回

### 教育

現行条例にある「福祉教育」は、社会教育課が取り組んでいるが、重要な事項であり、山梨県独自の規定である。 第2回

学校にとらわれず、社会教育や生涯学習の場において障害等への理解を促進することで、谷間や空白をつくらぬ福祉サービスにつながるので、教育部分の概念を広げて規定することが必要である。 第2回

発達障害者支援法は、第8条で発達障害児等に対する教育について、大学や高等専門学校に対して、障害の状況に応じ、適切な教育上の配慮を行う旨、規定している。教育分野の規定は学校教育だけでなく、生涯学習など幅広く捉える必要がある。 第2回

### 雇用・就労等

精神障害者の就労機会が少ない。また就労しても賃金が安いなど問題もある。精神障害者の就労支援など効果的な施策を条例に組み込むことが必要である。 第1回

山梨県の障害者雇用率が目標を達成していない。障害者雇用率の遵守、確保についてしっかりと条例に位置づけるべきである。 第3回

## 福祉サービス

知的障害者や精神障害者に対する福祉サービスは重要事項であり、条例にどのように組み込んでいくか、しっかりと議論すべきである。第1回  
 沖縄県の条例にある「障害者福祉サービスの充実」という規定を参考に、障害者本人の意向を重視し、必要十分なサービス支給量が保障されていることなどを規定すべきである。第2回

## 福祉のまちづくり

事務局案では、現行条例の「第3章福祉のまちづくり」について、第2章に組み入れるということであるが、「福祉のまちづくり」は多くの関係機関が対応し、広く県民の理解がなければ進まない施策であるので、現行のとおり別章立てして強調すべきである。第3回

## 障害者への情報提供等

障害者への防災や災害時の情報提供と、それを推進するため、県が市町村に対する技術的な支援等ができる旨を条例に規定すべきである。第3回

## 第3章 障害を理由とする差別の禁止〔案〕

### 差別禁止規定に係る全体事項

差別禁止の規定について、分野ごとに規定することに賛成する。第2回  
 差別禁止に係る規定も、国の法律等に合わせるだけでなく、条例による横出しや上乘せを規定し、国の法律を補完するような条例にすべきである。第2回  
 障害者への差別禁止などについて、障害福祉関係の条例だけでなく、関連する医療や教育、雇用といった分野の条例にも規定することが必要である。第2回  
 事務局の資料で、障害者への「差別の禁止」「差別の解消」と2つの言葉が混在している。禁止と解消は意味が違うので、整理して記載するのがよい。第3回

### 福祉サービスの提供

福祉サービス提供分野の差別禁止について、禁止事項を「住み慣れた地域で生活するために必要なサービスを提供しないこと」又は「地域で暮らす他の者との平等を基礎として生活することを可能とする福祉サービスの提供をしないこと」と、骨格提言を参考に規定したほうがよい。第3回

### 医療の提供

医療分野の差別禁止について、入院や隔離という措置では、例えば感染症の発症などやむを得ない場合もある。第2回  
 医療分野の差別禁止について、長期入院の強制又は隔離の解消は、精神障害者保健福祉法等で緻密に規定しているので、法律に任せて、県の条例は、医療の提供の拒否等を重視するべきである。第3回

### 労働及び雇用の促進

雇用・労働分野の差別禁止について、障害者が働くうえで「職場環境の改善」は重要な問題であり、条例で取り上げていくべきである。第3回

## 教育の提供

教育分野の差別禁止について、学校教育法では、障害のある人及びその保護者に必要な情報提供を行うこと、また必要な支援等について合意形成を図ることを進める内容であり、他道府県の条例のように「～を禁止する。」といった内容ではない。学校教育法を参考にすべきである。 第2回

教育分野の差別禁止について、事務局案では除外規定を設けないとなっているが、障害者やその家族からの合理的でない要望も実際あるので、除外規定を設けるべきである。 第3回

## 建物・公共交通機関の利用

交通機関等の分野における差別禁止について、例えば駐車場によっては障害者専用の駐車場がない場合があり、また障害者専用駐車場があっても障害のない人が停めていて困るという現実がある。こういった現状を踏まえ、条例ではできるだけ具体的に規定するべきである。 第2回

## 不動産の取引

不動産取引分野の差別禁止について、実際に障害者が自立するためのグループホームを開設しようとしたとき、近隣住民の反対があった。このようなことも障害者への差別となるので、条例において協力する旨の規定などを設けるべきである。 第3回

## その他

事務局案では、女性障害者に対する差別の解消について取り上げていない。女性障害者は女性であるがゆえの困難や問題がある。条例のなかでしっかりと取り上げることが必要である。 第3回

## 第4章 障害者差別に関する相談等〔案〕

他道府県の条例でも定めている、紛争解決ができる組織（知事に勧告等を求めることができる組織）は必要である。 第3回

## 第5章 雑則

（特に意見なし）

## 第6章 罰則〔案〕

項目名は、罰則となっているが、規定の内容は守秘義務違反であり、罰則という言葉は合わない。 第3回

守秘義務違反をした場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すので、罰則でよい。 第3回

## 附則

### 条例の見直し

条例の附則に、見直し条項（3年経過後に見直すなど）を規定することが必要である。第1回

条例は、一定期間での見直しは必要と考える。国において障害者総合支援法を制定するにあたり、骨格提言（障がい者制度改革推進会議）を基本として見直すこととしている。第1回